

## 平成 30 年度業務実績等報告書 別添

### 様式 2－1－1 国立研究開発法人 年度評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項					
法人名	国立研究開発法人土木研究所				
評価対象事業年度	年度評価	平成 30 年度（第四期）			
	中長期目標期間	平成 28～33 年度			
2. 評価の実施者に関する事項					
主務大臣	国土交通大臣				
法人所管部局	大臣官房	担当課、責任者	技術調査課 岡村 次郎		
評価点検部局	政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 日向 弘基		
主務大臣	農林水産大臣 「持続可能で活力ある社会の実現への貢献」の一部について、国土交通大臣と農林水産大臣が共同で担当。				
法人所管部局	農林水産技術会議事務局	担当課、責任者	研究企画課 山田 広明		
評価点検部局	大臣官房	担当課、責任者	広報評価課 前田 剛志		
3. 評価の実施に関する事項					
<ul style="list-style-type: none"><li>理事長・監事ヒアリング：令和元年 7 月 8 日</li><li>研究開発に関する審議会からの意見聴取：令和元年 7 月 8 日（国土交通省）、令和元年 7 月 22 日（農林水産省）</li></ul>					
4. その他評価に関する重要事項					
<ul style="list-style-type: none"><li>なし</li></ul>					

様式2－1－2 国立研究開発法人 年度評価 総合評定様式

1. 全体の評定														
評定 (S、A、B、C, D)	A	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度							
		B	A	A										
評定に至った理由	<p>「独立行政法人の評価に関する指針」(平成31年3月12日総務大臣決定)及び「国土交通省独立行政法人評価実施要領」(平成31年4月15日国土交通省決定)の規定に基づき、重要度の高い項目を考慮した項目別評定の算術平均(以下算定式のとおり。)に最も近い評定である「A」評定とする。</p> <p><b>【項目別評定の算術平均】</b></p> <p>算定にあたっては評定毎の点数を、S：5点、A：4点、B：3点、C：2点、D：1点とし、重要度の高い3項目(研究開発の成果の最大化そのほかの業務の質の向上に関する事項)については加重を2倍とする。</p> $\{A\ 4\text{点} \times 3\text{項目} \times 2 + (A\ 4\text{点} \times 1\text{項目} + B\ 3\text{点} \times 2\text{項目}) \times 1\} \div (3\text{項目} \times 2 + 3\text{項目}) = 3.78$ <p>⇒加重後の算術平均に最も近い評定は「A」評定である。</p>													
2. 法人全体に対する評価														
<p>法人全体として、研究開発で得られた成果が「美しい山河を守る災害復旧基本方針」等の各種指針等に反映されたほか、熊本地震で落橋した阿蘇大橋の架け替えにおいて行った損傷制御設計に対して技術指導を実施し、また、自然災害を踏まえて堤防決壊に関する調査や対策法の提案等に積極的に取り組むなど、「研究開発成果の最大化」に向けて顕著な成果の創出が認められる。また重大な業務運営上の課題はなかった。</p>														
3. 項目別評価の主な課題、改善事項等														
<p>全体の評価の判断に影響を与える課題、改善事項は特になし。</p>														
4. その他事項														
研究開発に関する審議会の主な意見	<ul style="list-style-type: none"> <li>・同規模の先進国の研究機関と比較して評価を実施するという視点が必要なのではないか。</li> <li>・平均としての評価だけではなく、突出した成果についても評価されるようなやり方が必要ではないか。</li> <li>・研究の効果が発現するには、一定期間が必要となるので、年度評価ではなく長期的視点で評価する手法について検討するべき。</li> <li>・一般管理費の3%削減を継続することについては、研究を継続する組織としてかなり厳しいことから削減率を下げるよう努めるべきである。</li> <li>・主な参考指標情報のうち、「技術的支援件数」や「海外への派遣依頼」、「研修受講者数」などは、相手からの要請に基づくものであり、研究所の努力とは異なる要因で基準値等を達成できない可能性がある。総務大臣決定の「独立行政法人の評価に関する指針」がH31.3.12に改定され、法人の役割との関係で意味の乏しい数値目標を設定すべきではないとされたことを踏まえ、主な参考指標情報はあくまでも参考となる指標としておくべきである。指標として設定する場合は実績値の平均値ではなく、外部からの要請に何%程度応えたかなどの変更が望まれる。</li> </ul>													
監事の主な意見	特段意見なし。													

### 様式 2-1-3 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定総括表様式

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報																	
1 (1)	安全・安心な社会の実現への貢献																
関連する政策・施策	41. 技術研究開発を推進する				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人土木研究所法第3条											
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載) 重要度:高、優先度:高				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	434, 435											
2. 主要な経年データ																	
主な参考指標情報 太字は評価指標																	
	基準値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度										
成果・取組が国の方針や社会ニーズと適合しているか	B	A	A	S													
成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか	B	B	S	A													
成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか	B	A	S	S													
成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか	B	B	A	A													
共同研究参加者数	60者	55	65	57													
技術的支援件数	1160件	1178	801	1142													
査読付論文の発表数	140件	138	89	92													
講演会等の来場者数	1240人	1494	1374	1299													
一般公開開催数	5回	5	5	5													
海外への派遣依頼	70件	71	40	25													
研修受講者数	210人	223	189	157													
修士・博士修了者数	10人	16	8	16													
研究協力協定数	—	9	2	8													
交流研究員受入人数	—	27	24	26													
競争的資金等の獲得件数	—	28	22	26													
災害派遣数	—	279	40	125													
講演会等の開催数	—	4	4	4													
技術展示等出展件数	—	13	16	18													
通年の施設公開見学者数	—	3204	3358	3491													
ICHARMのNewsLetter発行回数	—	4	4	4													

※1 土木研究所に設置された外部評価委員会により、妥当性の観点、時間的観点、社会的・経済的観点について評価軸を元に研究開発プログラムの評価・進捗確認。災害対応への支援、成果の社会への還元、国際貢献等も勘案し、総合的な評価を行う。

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

注) 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。

### 3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸 (評価の視点)、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
				主な業務実績等	自己評価	
土研は、土研法第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画や日本再興戦略、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、國が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果す。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。そのため、土研は、将来も見据えつつ社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、別表一に示す1.～3.への取り組みとして1.7の研究開発プログラムを構成し、効果的かつ効率的に進める。また、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。併せて、研究開発成果の最大化のため、PDCAサイクルの推進を図り、研究開発課題及び必要なに応じ技術の指導や成果の普及等の研究開発外への手段のとまりによる研究開発プログラムを構成して、効果的かつ効率的に進めることとする。研究開発の実施にあたっては、以下の事項に取組み、研究開発成果の最大化を図る。 1. 安全・安心な社会の実現への貢献 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる成果を得ることを目指し、顕在化・極端化してきた自然現象による水害や土砂災害、巨大地震や津波、積雪寒冷環境下における雪氷災害等に対する防災・減災に関する技術の研究開発等に取り組む。 2. 研究開発の実施 国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が国の中長期的な社会資本の整備及び北海道の開発を推進する上での課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進め、長期的な視点を踏まえた萌芽的な研究に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。 3. 長期的視点の実施 国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる成果を得ることを目指し、顕在化・極端化してきた自然現象による水害や土砂災害、巨大地震や津波、積雪寒冷環境下における雪氷災害等に対する防災・減災に関する技術の研究開発等に取り組む。 <b>1. 安全・安心な社会の実現への貢献</b> 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる成果を得ることを目指し、顕在化・極端化してきた自然現象による水害や土砂災害、巨大地震や津波、積雪寒冷環境下における雪氷災害等に対する防災・減災に関する技術の研究開発等に取り組む。 (1) 顕在化・極端化してきた自然現象 極端な雨の降り方が顕在化している中、施設の能力を上回る災害に対する災害対策、氾濫が発生した場合にも被害を軽減するための対策等に資するため、近年顕在化・極端化してきた水害に対応した防災・及び突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災に関する研究開発等を行うものとする。 (2) 大地震、津波 南海トラフの巨大地震、首都直下地震等、大規模地震発生の切迫性が指摘される中、人命の保護、重要機能の維持、被害の最小化等に資するため、インフラ施設の巨大地震・津波に対するレジエンス強化のための耐震技術に関する研究開発等を行うものとする。 (3) 積雪寒冷環境下における雪氷災害 暴風雪の激甚化、異例の降雪等が発生している中、今後、更に頻発・激甚化することが懸念されることから、冬季の安全・安心の確保に資するため、積雪寒冷環境下における雪氷災害に対する防災・減災に関連する研究開発等から、事業実施上の技術的課題の解決のた	土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、國が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施する。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。そのため、社会的要請の高い課題に重点的・集中的に対応するため、別表一に示す1.～3.への取り組みとして1.7の研究開発プログラムを構成し、効果的かつ効率的に進める。また、社会的要請の変化等を踏まえ、必要に応じてその内容を見直すなど柔軟な対応を図る。併せて、研究開発成果の最大化のため、PDCAサイクルの推進を図り、研究開発成果の普及や国の技術的基準策定における活用状況等の把握を行なう。 1. 安全・安心な社会の実現への貢献 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる成果を得ることを目指し、顕在化・極端化してきた自然現象による水害や土砂災害、巨大地震や津波、積雪寒冷環境下における雪氷災害等に対する防災・減災に関する技術の研究開発等に取り組む。 2. 研究開発の実施 国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が国の中長期的な社会資本の整備及び北海道の開発を推進する上での課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進め、長期的な視点を踏まえた萌芽的な研究に取り組み、研究開発成果の最大化を図る。 3. 長期的視点の実施 国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる成果を得ることを目指し、顕在化・極端化してきた自然現象による水害や土砂災害、巨大地震や津波、積雪寒冷環境下における雪氷災害等に対する防災・減災に関する技術の研究開発等に取り組む。 <b>1. 安全・安心な社会の実現への貢献</b> 国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に反映することができる成果を得ることを目指し、顕在化・極端化してきた自然現象による水害や土砂災害、巨大地震や津波、積雪寒冷環境下における雪氷災害等に対する防災・減災に関する技術の研究開発等に取り組む。 (1) 顕在化・極端化してきた自然現象 極端な雨の降り方が顕在化している中、施設の能力を上回る災害に対する災害対策、氾濫が発生した場合にも被害を軽減するための対策等に資するため、近年顕在化・極端化してきた水害に対応した防災・及び突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災に関する研究開発等を行うものとする。 (2) 大地震、津波 南海トラフの巨大地震、首都直下地震等、大規模地震発生の切迫性が指摘される中、人命の保護、重要機能の維持、被害の最小化等に資するため、インフラ施設の巨大地震・津波に対するレジエンス強化のための耐震技術に関する研究開発等を行うものとする。 (3) 積雪寒冷環境下における雪氷災害 暴風雪の激甚化、異例の降雪等が発生している中、今後、更に頻発・激甚化することが懸念されることから、冬季の安全・安心の確保に資するため、積雪寒冷環境下における雪氷災害に対する防災・減災に関連する研究開発等から、事業実施上の技術的課題の解決のた	<p>・成果・取組が國の方針や社会のニーズに適合しているか</p> <p>・成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか</p> <p>・成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか</p> <p>・成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>○研究開発プログラム(1)近年顕在化・極端化してきた水害に対する防災施設設計技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①侵食等に対する河川堤防等の評価・強化技術の開発、</li> <li>②浸透に対する堤防の安全性評価技術、調査技術の開発、</li> <li>③津波が構造物に与える影響の評価及び設計法の開発、④気候変動に伴う海象変化に対応した技術の開発に取り組んだ。(P8-9)</li> </ul> <p>○成果・取組が國の方針や社会のニーズに適合しているか</p> <p>○成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか</p> <p>○成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか</p> <p>○成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt;</p> <p>評定：A</p> <p>土木研究所に設置された外部評価委員会における評価、及び、評価指標の達成状況等を総合的に勘案し、自己評価はAとした。</p> <p>○研究開発プログラム(2)国内外で頻発、激甚化する水災害に対するリスクマネジメント支援技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①洪水予測並びに長期の水収支解析の精度を向上させる技術・モデルの開発、②様々な自然・地域特性における水災害ハザードの分析技術の適用による水災害リスク評価手法及び防災効果指標の開発、③防災・減災活動を支援するための、効果的な防災・災害情報の創出・活用及び伝達手法の構築に取り組んだ。(P10-11)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(3)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(4)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(5)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(6)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(7)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(8)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(9)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(10)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(11)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(12)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(13)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(14)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(15)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(16)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(17)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(18)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(19)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(20)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(21)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(22)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(23)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(24)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(25)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(26)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(27)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組んだ。(P12-13)</li> </ul> <p>○研究開発プログラム(28)突発的な自然現象による土砂災害の防災・減災技術の開発</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>①突発的な自然現象による土砂移動の監視技術及び道路のり面・斜面の点検・管理技術の開発、②突発的な自然現象による土砂移動の範囲推定技術及び道路通行安全性確保技術の開発、③突発的な自然現象による土砂災害の防止・軽減のための設計技術及びロボット技術の開発に取り組</li></ul>		

<p>する技術の研究開発等を行うものとする。</p> <p>【重要度:高】 [優先度:高] 研究開発等に関する事項は、土研の最重要の課題であり、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に重要な影響を及ぼす。※研究開発の実施にあたっては、以下の事項に取組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。</p> <p>・長期的視点を踏まえた基礎的、先導的、萌芽的研究開発の実施</p> <p>国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準等を見据え、我が国の土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発を推進する上の課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進め、長期的な視点を踏まえた萌芽的な研究に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。</p> <p>・技術の指導</p> <p>国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の派遣等により、技術の指導を積極的に展開するものとする。</p> <p>また、国土交通省、地方整備局及び北海道開発局等からの受託等に応じて、事業実施上の技術的課題の解決に取り組むものとする。</p> <p>・成果の普及</p> <p>研究開発成果を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができるようとりまとめるとともに、成果への報告等により、その成果普及を推進するものとする。その際、国際会議も含め関係学会誌、内外学術誌等での論文発表、査読付き論文等として関係学会誌、その他専門技術誌への投稿、インターネットの活用等により周知、普及に努め、外部からの評価を積極的に受けける。</p> <p>さらに、公開の成果発表会の開催、メディアへの発表、査読付き論文等として関係学会誌、その他専門技術誌への投稿、インターネットの活用等により研究開発の状況、成果や技術的情報について広く公表する。また、積雪寒冷環境等に対応可能な土木技術等に関する研究開発の成果について、全国展開を進めるための体制を整備し、普及のための活動を積極的に実施する。</p> <p>一般市民を対象とした研究施設の一般公開を実施するとともに、その他の構外施設等についても随時一般市民に公開するよう努める。</p> <p>研究開発成果については、技術の内容等を検討し、適用の効果や普及の見通し等が高いと認められるものを、重点的に普及を図るべき技術として選定するとともに、知的財産権を活用する等により、効果的な普及方策を検討・整理する。それらに基づき、研究開発成果の最大化に向けて、講演・展示技術相談を行う新技術ショーケースを共同研究者の参画も得て開催するのをはじめ、普及のための活動を積極的に実施する。</p> <p>・土木技術を活かした国際貢献</p> <p>アジアをはじめとした世界への貢献を目指して、国際標準化をはじめ成果の国際的な普及のための取り組みを行うことにより、土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実に取り組む。</p> <p>国土交通省、国際協力機構、外国機関等からの派遣を請に応じ、諸外国での水災害、土砂災害、地震災害等からの復旧に資する的確な助言や各種調査・指導を行う。また、産学官各々の特性を活かして相互の有機的な連携を図り、発展途上国や積雪寒冷な地域の状況を踏まえつつ、我が国特有の自然条件や地理的条件等の下で培った土木技術を活用して、アジアをはじめとした世界各国の社会資本の整備・管理への国際貢献を実施する。また、世界道路協会(PIARC)技術委員会等の国際委員会における常任・運営メンバーとしての活動を積極的に実施する。</p> <p>・土木技術を活かした国際貢献</p> <p>アジアをはじめとした世界への貢献を目指して、国際標準化をはじめ成果の国際的な普及のための取り組みを行うことにより、土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実に取り組む。</p> <p>国土交通省、国際協力機構</p>
---

		<p>報交流等を行い、他分野の技術的知見等も取り入れながら、研究開発プログラムの特性に応じた共同研究を実施するべく、効果的かつ効率的な研究開発に資する共同研究参加者数の拡大を図る。なお、共同研究の実施にあたっては、実施方法・役割分担等について充分な検討を行い、適切な実施体制を選定し、より質の高い成果を目指す。また、海外の研究機関等との共同研究・研究協力については、相手機関との間での研究者の交流、国際会議等の開催等を積極的に実施する。国内からの研究者等については、交流研究员制度等に基づき、積極的に受け入れる。また、外国人研究者招へい制度等の積極的な活用等により海外の優秀な研究者の受け入れを行うとともに、在外研究员派遣制度を活用して土研の職員を積極的に海外に派遣する。競争的研究資金等の外部資金の獲得に関して、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより積極的獲得に取り組み、土研のボテンシャル及び研究者の能力の向上を図る。なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図る。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・行政への技術的支援(政策の企画立案案や技術基準策定等を含む)が十分に行われているか</li> <li>・研究成果の普及を推進しているか</li> <li>・社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</li> <li>・土木技術による国際貢献がなされているか</li> <li>・国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか</li> </ul>	<p>○技術の指導(P21-26)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木技術に係る基準・指針の改定に関する内容など幅広い課題について、様々な機関から寄せられた依頼に応じて1142件の技術指導を実施した。</li> <li>・平成30年7月豪雨、北海道胆振東部地震等による大規模災害の被災地を中心に、50件の要請に対してのべ125人・日を派遣し、調査・復旧等に関する技術指導を行った。(P21)</li> <li>・地域の技術力向上のため、協力協定による地方公共団体への技術支援等を実施した。</li> </ul> <p>○成果の普及(P31-44)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果の普及を推進した結果、3件の技術基準類等に研究成果が反映された。</li> <li>・国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等に容易に活用できるよう、28編の技術報告書を発刊した。</li> <li>・関係学協会等での報告や論文発表として、査読付き論文92件を含む400件の論文発表を行った。</li> <li>・土木研究所講演会、寒地土木研究所講演会等の講演会を開催し、合計1299名の来場者があった。</li> <li>・一般に向けた情報発信の結果、302件のマスコミ報道があった。</li> <li>・積雪寒冷環境等に対応可能な土木技術等に関する研究開発成果を北海道外へ展開するため、「寒地土木研究所新技術説明会」を東北、北陸などの積雪寒冷地域の各都市(富山、秋田、福島)で行った。(P41)</li> </ul> <p>○土木技術を活かした国際貢献(P48-53)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際標準化の取り組みとして、3件の国内対応委員会等に参画した。</li> <li>・海外からの25件の派遣依頼に対し、職員を派遣した。</li> <li>・JICA等からの要請により43カ国から157名の研修生を受け入れた。</li> <li>・職員が国際的機関の常任・運営メンバーとして委嘱され、その責務を果たした。</li> <li>・水灾害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)により、研究活動、能力育成活動、情報ネットワーク活動を通じた国際貢献を実施した。例えば、能力育成活動については、修士課程14名、博士2名に学位を授与した。</li> </ul> <p>○他の研究機関等との連携等(P56-59)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため共同研究を実施し、参加者数は57者であった。</li> <li>・国内や海外の他機関との連携協力のため、新たに8件の連携協力協定を締結した。</li> <li>・他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより新たに12件の競争的資金を獲得し、SIPを含む26件の研究を実施した。</li> </ul>	<p>○行政への技術的支援(政策の企画立案案や技術基準策定等を含む)が十分に行われているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・技術的支援件数は、1142件であり、基準値である1160件を概ね達成した(約98%)。</li> </ul> <p>○研究成果の普及を推進しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・査読付論文の発表数は、92件であり、前年度である平成29年度が中長期計画の2年目であつた事や平成30年7月豪雨災害、および北海道胆振東部地震の甚大な災害に対して迅速に現地対応をとったこと等により、基準値である140件の約66%となった。</li> </ul> <p>○社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会等の来場者数は、1299人であり、基準値である1240人の約105%を達成した。</li> <li>・一般公開開催数は、5回であり、基準値である5回を達成した。</li> </ul> <p>○土木技術による国際貢献がなされているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外への派遣依頼は、25件であり、相手国等からの派遣依頼によるものであるが、基準値である70件の約36%となった。</li> <li>・研修受講者数は、157人であり、相手国等からの派遣依頼によるものであるが、基準値である210人の75%となった。</li> <li>・修士・博士修了者数は、16人(修士14、博士2)であり、基準値である10人の160%を達成した。</li> </ul> <p>○国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究参加者数は、57者であり、基準値である60者を概ね達成した(約95%)。</li> </ul>	<p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>令和元年度以降も引き続き、安全・安心な社会の実現への貢献に資する研究開発プログラムに取</p>
--	--	--	---	---	---	---

				り組む。	
--	--	--	--	------	--

#### 4. その他参考情報

決算額が予算額に対して大幅に増加した理由は、技術研究開発費補助金があったためである。

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報																
1 (2)	社会資本の戦略的な維持管理・更新への貢献															
関連する政策・施策	41. 技術研究開発を推進する			当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）		独立行政法人土木研究所法第3条										
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載) 重要度:高、優先度:高			関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー		434, 435										
2. 主要な経年データ																
主な参考指標情報 太字は評価指標																
	基準値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度									
成果・取組が國の方針や社会ニーズと適合しているか	B	B	A	S												
成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか	B	B	A	A												
成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか	B	A	A	A												
成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか	B	B	A	A												
共同研究参加者数	120者	121	171	210												
技術的支援件数	680件	441	541	755												
査読付論文の発表数	80件	116	67	69												
講演会等の来場者数	1240人	1494	1374	1299												
一般公開開催数	5回	5	5	5												
海外への派遣依頼	10件	8	11	9												
研修受講者数	220人	225	263	152												
研究協力協定数	—	9	2	8												
交流研究員受入人数	—	25	25	25												
競争的資金等の獲得件数	—	15	10	11												
災害派遣数	—	0	0	7												
講演会等の開催数	—	4	4	4												
技術展示等出展件数	—	13	16	18												
通年の施設公開見学者数	—	3204	3358	3491												

※1 土木研究所に設置された外部評価委員会により、妥当性の観点、時間的観点、社会的・経済的観点について評価軸を元に研究開発プログラムの評価・進捗確認。災害対応への支援、成果の社会への還元、国際貢献等も勘案し、総合的な評価を行う。

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

注) 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。

### 3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価軸 (評価の視点)、指標等	法人の業務実績等・自己評価		主務大臣による評価
				主な業務実績等	自己評価	
土研は、土研法第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画や日本再興戦略、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、國が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施する。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。	土研は、国立研究開発法人土木研究所法(平成11年法律第205号)第3条に定められた目的を達成するため、科学技術基本計画や日本再興戦略、国土形成計画、社会資本整備重点計画、北海道総合開発計画等の関連計画を踏まえた国土交通省技術基本計画等の科学技術に関する計画等を踏まえるとともに、土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、國が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施し、優れた成果の創出により社会への還元を果す。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。	土木技術に対する社会的要請、国民のニーズ及び国際的なニーズを的確に受け止め、國が自ら主体となって直接に実施する必要はないもののうち、民間の主体に委ねた場合には必ずしも実施されないおそれのある研究開発において、技術的問題解明や技術的解決手法等の研究開発を実施する。また、日本の生産年齢人口の減少傾向、建設技能労働者の減少、高齢化による離職者の増加等の現状を踏まえ、土木技術による生産性向上、省力化への貢献にも資することに配慮しながら研究開発に取り組む。	<主要な業務実績> ○研究開発プログラム(6)メンテナンスサイクルの効率化・信頼性向上に関する研究 ・①多様な管理レベル(国、市町村等)に対応した維持管理手法の構築、②機器活用による調査・監視の効率化・信頼性向上技術の開発・評価、③措置が必要な部位・箇所の優先度決定手法の構築、④既往事象・現場条件に対応した最適な維持修繕手法の構築、構造・材料の開発・評価に取り組んだ。(P66-67) ・AI等を駆使した戦略的予防保全型管理の構築に向けた技術開発に取り組むとするなどの國の方針(社会資本整備審議会道路分科会・AI戦略2019(策定中)など)に対応し、「AIを活用した道路橋メンテナンスの効率化に関する共同研究」を募り、コンサル、メーカー、研究機関、自治体など25の事業者が参画する研究体制を構築しており、将来的な成果の創出が期待される。 ・国が推進するi-Constructionの3本柱の一つであるコンクリート工の「規格の標準化」に向けて、プレキャスト部材接合部に関する道路プレキャストコンクリート製品技術協会との共同研究により、接合部に用いる機械式鉄筋継手の有無や種類、配筋等を変化させた試験体で曲げ載荷実験を行うなどして、全数継手の適用性について検討がなされ、検討結果は国の「プレキャストコンクリート構造物に適用する機械式鉄筋継手法ガイドイン」としてとりまとめられるなど、「研究開発成果の最大化」に向けて、顕著な成果の創出が認められる。	<評定と根拠> 評定:A  土木研究所に設置された外部評価委員会における評価、及び、評価指標の達成状況等を総合的に勘案し、自己評価はAとした。	評定(右にS、A、B、C、Dを記入) A	

<p>な整備及び北海道の開発の推進に重要な影響を及ぼす。 ※研究開発の実施にあたっては、以下の事項に取組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的視点を踏まえた基礎的・先導的、萌芽的研究開発の実施</li> <li>・国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が国の土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発を推進する上の課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進め、長期的な視点を踏まえた萌芽的研究に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。</li> <li>・技術の指導</li> <li>国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の派遣等により、技術の指導を積極的に実施するものとする。</li> <li>また、国土交通省、地方整備局及び北海道開発局等からの受託等に応じて、事業実施上の技術的課題の解決に取り組むものとする。</li> <li>・成果の普及</li> <li>研究開発成果を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができるようとりまとめるとともに、成果の国への報告等により、その成果の普及を推進するものとする。その際、国際会議も含め関係学協会での報告・内外学術誌等での論文発表、査読付き論文等として関係学会誌、その専門技術誌への投稿、インターネットの活用等により周知、普及に努め、外部からの評価を積極的に受けれる。</li> <li>さらに、公開の成果発表会の開催、メディアへの発表を通じ、技術者のみならず国民向けの情報発信を積極的に行う。また、土研の研究成果発表会、講演会等を開催し、内容を充実させ、国民との対話を促進する。併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果や技術的情報について広く公表する。</li> <li>・土木技術を活かした国際貢献</li> <li>アジアをはじめとした世界への貢献を目指して、国際標準化をはじめ成果の国際的な普及のための取り組みを行うことにより、土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実に取り組む。</li> <li>国土交通省、国際協力機構、外國機関等からの派遣請に応じ、諸外国での水災害、土砂災害、地震災害等からの復旧に資する的確な助言や各種調査・指導を行う。また、産官各々の特性を活かして相互に有機的な連携を図り、発展途上国や積雪寒冷な地域の状況を踏まえつつ、我が国特有の自然条件や地理的条件等の下で培った土木技術を活用する、アジアをはじめとした世界各国の社会資本の整備・管理への国際貢献を実施する。また、世界道路協会(PIARC)技術委員会等の国際委員会における常任・運営メンバーとして貢献を果たすとともに、職員を国際大ダム会議等の国際会議に参加させ、研究成果の発表・討議を通じて研究開発成果を国際展開するための研究活動を強化する。その際、社会資本の整備・管理を担う諸外国の人材育成、国際貢献を担う所内の人材育成にも積極的に取り組む。さらに、これまでの知見を活かし、国際標準化機構(ISO)の国内外での審議に参画すること等により、土木技術の国際標準化への取組を実施する。</li> <li>水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)は、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)との協定に基づき、世界の水関連災害の防止・軽減に貢献することを目的として、「革新的な研究」と「効果的な能力育成」を活動の両輪としながら、「効率的な情報ネットワーク」を構築・活用し、「現場での実践活動」を推進する。その際、国内外の関連機関及び研究プロジェクト等との積極的連携を図る。</li> <li>「研究」面では、関係機関との協調のもと、研究開発プログラムなどを通じて、水害関連分野のハザード及びリスクに関する調査・分析・評価技術の向上及び知見の蓄積を進めるとともに、これらの成果を積極的に公表する。</li> <li>また、ユネスコを請うプロジェクト(パキスタン洪水予警報及び洪水管理能力の戦略的強化)の第二フェーズを継続的に実施する。</li> <li>「能力育成」面では、政策研究大学院大学と国際協力機構との連携のもと、修士課程「防災政策プログラム 水災害リスクマネジメントコース」を円滑に実施するとともに、博士課程「防災政策プログラム」における水災害に関する指導者の育成に努める。また、新規短期研修の検討や帰国研修生に対するフォローアップ活動を実施する。</li> <li>「情報ネットワーク」面では、ICHARMが事務局を務める国際洪水ニシアチブによる活動を、各関係機関と連携しつつ推進し、各國での水と災害に関するプラットフォームの構築を支援するなど、防災の主流化に向けた総合的な取り組みを継続統一する。これらの諸活動を有機的に連携させることにより、グローバルなネットワークを通じた水災害・リスクマネジメント開拓技術の社会実装を支援する。</li> <li>・他の研究機関等との連携等</li> <li>大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、研究開発の特性に応じ、共同研究の積極的な実施や人の交流等により国際的な連携等を実施するものとする。また、競争的研究資金等の外部資金の積極的獲得に取り組むことにより、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るものとする。なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</li> <li>競争的研究資金等の外部資金の獲得に関して、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより積極的獲得に取り組み、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図る。</li> <li>なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図る。</li> </ul>	<p>さらに、国土交通省、地方整備局及び北海道開発局等から、事業実施上の技術的課題の解決のために必要な試験研究を受託し、確実に実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果の普及</li> <li>研究開発成果を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定、国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等に容易に活用することができるよう、土木研究所報告、土木研究所資料をはじめとする各種の資料や出版物としてとりまとめるとともに、成績の国への報告等により、その成果普及を推進する。</li> <li>また、積雪寒冷環境等に対応可能な土木技術等に関する研究開発の成果について、全国展開を進めるための体制を活用して、「寒地土木研究所 新技術説明会」等を各地で開催するとともに、各種技術展への出展を行い、普及のための活動を積極的に実施する。</li> <li>科学技術週間(4月)、国土交通 Day(7月)、土木の日(11月)等の行事の一環等により、一般市民を対象とした研究施設の一般公開を実施する。また、ホームページ上で一般市民向けに、研究活動・成果を分かりやすく紹介する情報発信を行う。研究開発成果については、適用の効果や普及の見通し等が高いと認められるものを、「重点的に普及を図るべき技術」として選定するとともに、知的財産権を活用する等により、効果的な普及方策を検討・整理する。それらに基づき、研究開発成果の最大化に向けて、講演・展示技術相談を行う新技術ショーケースを共同研究者の発表を得て開催するのをはじめ、普及のための活動を積極的に実施する。</li> <li>さらに、公開の成果発表会の開催、メディアへの発表を通じ、技術者のみならず国民向けの情報発信を積極的に行う。また、土研の研究成果発表会、講演会等を開催し、内容を充実させ、国民との対話を促進する。併せて、成果の電子データベース化やインターネットの活用により研究開発の状況、成果や技術的情報について広く公表する。</li> <li>・土木技術を活かした国際貢献</li> <li>アジアをはじめとした世界への貢献を目指して、国際標準化をはじめ成果の国際的な普及のための取り組みを行うことにより、土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実に取り組む。</li> <li>国土交通省、国際協力機構、外國機関等からの派遣請に応じ、諸外国での水災害、土砂災害、地震災害等からの復旧に資する的確な助言や各種調査・指導を行う。また、産官各々の特性を活かして相互に有機的な連携を図り、発展途上国や積雪寒冷な地域の状況を踏まえつつ、我が国特有の自然条件や地理的条件等の下で培った土木技術を活用する、アジアをはじめとした世界各国の社会資本の整備・管理への国際貢献を実施する。また、世界道路協会(PIARC)技術委員会等の国際委員会における常任・運営メンバーとして貢献を果たすとともに、職員を国際大ダム会議等の国際会議に参加させ、研究成果の発表・討議を通じて研究開発成果を国際展開するための研究活動を強化する。その際、社会資本の整備・管理を担う諸外国の人材育成</li></ul>
--	--

		<p>・社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p> <p>土木技術による国際貢献がなされているか</p> <p>・国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか</p>	<p>道があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・積雪寒冷環境等に対応可能な土木技術等に関する研究開発成果を北海道外へ展開するため、「寒地土木研究所 新技術説明会」を東北、北陸などの積雪寒冷地域の各都市（富山、秋田、福島）で行った。（P41）</li> </ul> <p>○土木技術を活かした国際貢献（P84-86）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際標準化の取り組みとして、5件の国内対応委員会等に参画した。</li> <li>・海外からの9件の派遣依頼に対し、職員を派遣した。</li> <li>・JICA等からの要請により56カ国から152名の研修生を受け入れた。</li> <li>・職員が国際的機関の常任・運営メンバーとして委嘱され、その責務を果たした。</li> </ul> <p>○他の研究機関等との連携等（P87-89）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため共同研究を実施し、参加者数は210者であった。</li> <li>・国内や海外の他機関との連携協力のため、新たに8件の連携協力協定を締結した。</li> <li>・競争的資金による研究について、SIPを含めて11件実施した。</li> </ul>	<p>値である80件の約86%となつた。</p> <p>○社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講演会等の来場者数は、1299人であり、基準値である1240人の約105%を達成した。</li> <li>・一般公開開催数は、5回であり、基準値である5回を達成した。</li> </ul> <p>○土木技術による国際貢献がなされているか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・海外への派遣依頼は、9件であり、基準値である10件の90%であった。</li> <li>・研修受講者数は、152人であり、相手国等からの派遣依頼によるものであるが、基準値である220人の約69%であった。</li> </ul> <p>○国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究参加者数は、210者であり、基準値である120者の約175%を達成した。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>令和元年度以降も引き続き、社会資本の維持管理、長寿命化等への貢献に資する研究開発プログラムに取り組む。</p>
--	--	---	---	--

#### 4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式2－1－4－1 国立研究開発法人 年度評価 項目別評価調書（研究開発成果の最大化その他業務の質の向上に関する事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報													
1 (3)	持続可能で活力ある社会の実現への貢献												
関連する政策・施策	41. 技術研究開発を推進する				当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	独立行政法人土木研究所法第3条							
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載) 重要度:高、優先度:高				関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	434, 435							
2. 主要な経年データ													
主な参考指標情報 太字は評価指標							②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）						
	基準値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度						
成果・取組が國の方針や社会ニーズと適合しているか	B	B	A	A				予算額（千円）	2,662,596				
成果・取組が期待された時期に適切な形で創出・実現されているか	B	B	A	S				決算額（千円）	2,401,682				
成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか	B	A	S	S				経常費用（千円）	2,412,151				
成果・取組が生産性向上の観点からも貢献するものであるか	B	B	A	A				経常利益（千円）	▲2,062				
共同研究参加者数	20者	33	41	46				行政サービス実施コスト（千円）	2,412,899				
技術的支援件数	670件	661	676	1068				従事人員数（人）	431の内数				
査読付論文の発表数	70件	57	80	91					440の内数				
講演会等の来場者数	820人	1044	974	899					442の内数				
一般公開開催数	5回	5	5	5									
海外への派遣依頼	10件	5	1	10									
研修受講者数	10人	27	139	109									
研究協力協定数	—	9	2	8									
交流研究員受入人数	—	4	4	2									
競争的資金等の獲得件数	—	26	24	32									
災害派遣数	—	21	0	13									
講演会等の開催数	—	3	3	3									
技術展示等出展件数	—	13	16	18									
通年の施設公開見学者数	—	3204	3358	3491									

※1 土木研究所に設置された外部評価委員会により、妥当性の観点、時間的観点、社会的・経済的観点について評価軸を元に研究開発プログラムの評価・進捗確認。災害対応への支援、成果の社会への還元、国際貢献等も勘案し、総合的な評価を行う。

注) 予算額、決算額は支出額を記載。

注) 四捨五入の関係で、各計数の和が合計と一致しないところがある。

### 3. 中長期目標、中長期計画、年度計画、主な評価軸、業務実績等、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

<p>なっていることから、これら解决问题に資するため、治水と環境が両立した持続可能な土砂管理に関する研究開発、持続可能な土砂管理技術に関する研究開発、地域の水利用と水生生態系の保全のための水質管理技術に関する研究開発等を行うものとする。</p> <p>(3) 地域の活力向上 人口減少・高齢化の進行による集落機能の低下、生活交通の確保等の課題が顕在化しつつあることから、日常生活サービスへの交通アクセスの確保のほか、定住・交流促進につながる地域の魅力向上に取組に資するため、積雪寒冷環境下の効率的道路管理、地域の魅力と活力を向上させる社会資本の活用等に関する研究開発等を行うものとする。</p> <p>(4) 食料の供給力強化 今後想定される世界の食料需要の大規模な増加や気候変動等による供給制約リスクに対して、その確実に対応し、食料供給力の強化に資するため、北海道における農水産業の生産基盤整備等に関する研究開発等を行うものとする。</p> <p><b>【重要度:高】【優先度:高】</b> 研究開発等に関する事項は、土研の最重要の課題であり、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に重要な影響を及ぼす。 ※研究開発の実施にあたっては、以下の事項に取組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・長期的視点を踏まえた基礎的、先導的、萌芽的研究開発の実施</li> <li>・国が将来実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等を見据え、我が国の土木技術の着実な高度化や良質な社会資本の整備及び北海道の開発を推進する上で課題解決に必要となる基礎的・先導的な研究開発についても機動的・計画的に進め、長期的な視点を踏まえた萌芽的な研究に取り組み、研究開発成果の最大化を図るものとする。</li> <li>・技術の指導 国や地方公共団体等における災害その他の技術的課題への対応のため、職員の派遣等により、技術の指導を積極的に展開するものとする。</li> <li>・成果の普及 研究開発成果を、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等の業務に容易に活用することができるようとりまとめることにより、成果の国への報告等により、その成果普及を推進する。</li> <li>・土木技術を活かした国際貢献 アジアをはじめとした世界への貢献を目指して、国際標準化をはじめ成果の国際的な普及のための取り組みを行うことにより、土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実化や、積雪寒冷地等その国や地域の状況に応じて、我が国特有の自然条件や地理的条件等の下で培った土木技術を活かした国際貢献 アジアをはじめとした世界への貢献を目指して、国際標準化をはじめ成果の国際的な普及のための取り組みを行うことにより、土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実に取り組む。</li> </ul> <p>国土交通省、国際協力機構、外国機関等からの派遣要請に応じ、諸外国での水災害、土砂災害、地震災害等からの復旧に資する的確な助言や各調査・指導を行なう。また、産官学各々の特性を活かして相互の有機的な連携を図り、発展途上国や積雪寒冷な地域の状況を踏まえつつ、我が国特有の自然条件や地理的条件等の下で培った土木技術を活用して、アジアをはじめとした世界各国の社会資本の整備・管理への国際貢献を実施する。また、世界道路協会(PIARC)技術委員会等の国際委員会における常任・運営メンバーとして責務を果たすとともに、職員を国際大ダム会議等の国際会議に参加させ、研究成果の発表・討議を通じて研究開発成果を国際展開するための研究活動を強化する。その際、社会資本の整備・管理を担う諸外国の人材育成、国際貢献を担う所内の人文才育成にも積極的に取り組む。さらに、これまでの知見を活かし、国際標準化機構(ISO)の国内外での審議に参考すること等により、土木技術の国際標準化への取組を実施する。</p> <p>水災害・リスクマネジメント国際センター(ICHARM)は、国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)との協定に基づき、世界の水関連灾害の防止・軽減に貢献することを目的として、「革新的な研究」と「効果的な能力育成」を活動の両輪としながら、「効率的な情報ネットワーク」を構築・活用し、「現場での実践活動」を推進する。その際、国内外の開発機関及び研究プロジェクト等との積極的な連携を図る。</p> <p>「研究」面では、関係機関との協調のもと、研究開発プログラムなどを通じて、水災害開発分野のハザード及びリスクに関する調査・分析・評価技術の向上及び知見の蓄積を進めるとともに、これらの成果を積極的に公表する。</p> <p>また、ユネスコ要請プロジェクト(パキスタン洪水予警報及び洪水管理能力の戦略的強化)の第2フェーズを継続的に実施する。</p> <p>「能力育成」面では、政策研究大学と国際協力機構との連携のもと、修士課程「防災政策プログラム」、水災害リスクマネジメントコースを内滑に実施するとともに、博士課程「防災学プログラム」における水災害に関する指導者の育成に努める。また、新規短期研修の検討や帰国研修生に対するフォローアップ活動を実施する。</p> <p>「情報ネットワーク」面では、ICHARMが事務局を務める国際洪水分野イニシアチブによる活動を、各関係機関と連携しつつ推進し、各国での水災害に関するプラットフォームの構築を支援するなど、防災の主流化に向けた総合的な取り組みを継続する。これらの活動を有機的に連携させることにより、グローバルなネットワークを通じた水災害・リスクマネジメント関連技術の社会実装</p>	<p>・成果・取組が社会的価値の創出に貢献するものであるか</p>	<p>ング手法の開発、②水質リスク軽減のための処理技術の開発、③停滞性水域の底層環境・流入負荷変動に着目した水質管理技術の開発を取り組んだ。(P106-107)</p> <p>・新たに注目されている環境汚染物質であるマイクロプラスチックの下水中の挙動や定量化に対し、問題が顕在化される以前から取り組み、安価で迅速な検出方法として先駆けて提案したことで社会的価値の創出に寄与した。(P141)</p> <p>○研究開発プログラム(14) 安全で信頼性の高い冬期道路交通サービスの確保に関する研究 ・①費用対効率評価に基づく合理的な冬期道路管理水準設定技術の開発、②冬期道路管理のICT活用による省力化および除雪機械の効率的維持管理技術の開発、③リスクマネジメントによる効果的・効率的な冬期交通事故対策技術の開発に取り組んだ。(P108-109)</p> <p>・橋梁床版にワイヤロープ式防護柵のコンクリート基礎を定着させる方法等を開発し、整備ガイドライン(案)に反映したほか、「国土技術開発賞優秀賞」を受賞し、社会的価値が認められた。(P132)</p> <p>・ICTを活用した凍結防止剤散布作業支援システムを実際の散布装置に接続し、現道において実証試験を実施し、各支援ツールの制度検証からシステムの効果や技術的課題を確認できた。(P109)</p> <p>○研究開発プログラム(15) 魅力ある地域づくりのためのインフラの景観向上と活用に関する研究 ・①公共事業におけるインフラの景観評価技術の開発、②地域の魅力を高める屋外公共空間の景観向上を支援する計画・設計及び管理技術の開発、③地域振興につながる公共インフラの利活用を支援する技術の開発に取り組んだ。(P110-111)</p> <p>・研究成果を取りまとめて公表した技術資料(「北海道の色彩ポイントブック」、「北海道の道路緑化に関する技術資料(案)」(改訂)、「北海道の道路デザインブック(案)」(改訂)、「道路景観のチェックリスト(案)」(改訂))が国交省の技術基準に位置づけられ、社会的価値の創出に寄与した。(P111)</p> <p>・海外ニーズが強い道の駅による沿線地域開発に監視、JICAの海外調査団や研修コースの企画運営に参画し、道の駅の国際展開に貢献した。道の駅モデルを導入する際の指南書として作成した道の駅ハンドブックはJICA研修のテキストに活用された(P138)</p> <p>○研究開発プログラム(16) 食料供給力強化に貢献する積雪寒冷地の農業生産基盤の整備・保全管理に関する研究 ・①経営規模の拡大に対応した大区画圃場の効率的な整備技術と高度な管理技術の開発、②営農の変化や気候変動を考慮した農業水利施設の維持管理・更新技術の開発、③大規模農業地域における環境との調和に配慮</p>
---	-----------------------------------	--

<p>的な普及のための取り組みを行うことにより、土木技術の国際的な研究開発拠点としての機能の充実に取り組む。 ・他の研究機関等との連携等 大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、共同研究の特性に応じ、共同研究の積極的な実施や人的交流等により国内外の公的研究機関、民間研究機関等との適切な連携を図り、他分野の技術的知見等も取り入れながら研究開発を推進するものとする。また、競争的研究資金等の外部資金の獲得に取り組むことにより、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るものとする。なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p>	<p>究機関、大学、民間研究機関等との適切な連携を図り、他分野の技術的知見等も取り入れながら研究開発を推進する。また、海外の研究機関等との共同研究・研究協力は、科学技術協力協定等に基づいて行うこととし、研究者の交流、国際会議等の開催等を積極的に実施する。国内からの研究者等については、交流研究員制度等に基づき、積極的に受け入れる。また、フェローシップ制度等の積極的な活用等により、海外の優秀な研究者の受け入れを行うとともに土研の職員を積極的に海外に派遣する。 競争的研究資金等の外部資金の獲得に関して、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより積極的獲得に取り組み、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図る。 なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図ることにより、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るものとする。なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p>	<p>を支援する。 ・他の研究機関等との連携等 大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため、国内における民間を含む外部の研究機関等との積極的情報交流等を行い、他分野の技術的知見等も取り入れながら、研究開発プログラムの特性に応じた共同研究を実施するべく、効果的かつ効率的な研究開発に資する共同研究参加者数の拡大を図る。 なお、共同研究の実施にあたっては、実施方法・役割分担等について充分な検討を行い、適切な実施体制を選定し、より質の高い成果を目指す。また、海外の研究機関等との共同研究・研究協力については、相手機関との間での研究者の交流、国際会議等の開催等を積極的に実施する。国内からの研究者等については、交流研究員制度等に基づき、積極的に受け入れる。また、外国人研究者招へい制度等の積極的な活用等により海外の優秀な研究者の受け入れを行うとともに、在外研究員派遣制度を活用して土研の職員を積極的に海外に派遣する。 競争的研究資金等の外部資金の獲得に関して、他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより積極的獲得に取り組み、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図る。 なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図ることにより、土研のポテンシャル及び研究者の能力の向上を図るものとする。なお、研究開発等の成果は、国が実施する関連行政施策の立案や技術基準の策定等に活用されることから、土研は引き続き国との密な連携を図るものとする。</p>	<p>・ナマコの資源量減少に対し、適正な資源管理と増養殖技術の確立のため、自治体、漁業協同組合、学術研究機関、行政機関等が連携して研究開発等を推進する「ナマコ資源活性化プラットフォーム」に参画し、漁港の構内水面を利用した稚ナマコ種苗の放流後の定着についての成果が地域の漁業振興と技術力の向上に寄与した。(P142)</p> <p>○長期的視点を踏まえた基礎的、先導的、萌芽的研究開発の実施(P116-120)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究開発プログラム(9)において、酸性水の自然自律型排水処理方法に関する研究等を実施した。</li> <li>・研究開発プログラム(10)において、資源回収型下水処理技術に関する研究等を実施した。</li> <li>・研究開発プログラム(11)において、河川敷切下げ後の治水安全性の維持と早期環境修復を目指した植生コントロール工法の開発等を実施した。</li> <li>・研究開発プログラム(12)において、ダム設置に伴う渦水による環境影響の軽減システムに関する研究等を実施した。</li> <li>・研究開発プログラム(13)において、下水に含まれるナノ物質等の挙動および影響把握に関する研究等を実施した。</li> <li>・研究開発プログラム(14)において、スマートフォンを活用した冬季歩道危険箇所の検出手法に関する研究等を実施した。</li> <li>・研究開発プログラム(15)において、寒冷地における道路緑化機能を考慮した街路樹のマネジメント技術に関する研究等を実施した。</li> <li>・研究開発プログラム(16)において、大区画泥炭圃場の沈下抑制対策に関する研究等を実施した。</li> <li>・研究開発プログラム(17)において、寒冷地における自然調和型沿岸施設の機能評価に関する研究等を実施した。</li> </ul> <p>○技術の指導(P121-123)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土木技術に係る基準・指針の改定に関する内容など幅広い課題について、様々な機関から寄せられた依頼に応じて 1068 件の技術指導を実施した。</li> <li>・地域の技術力向上のため、協力協定による地方公共団体への技術支援等を実施した。</li> </ul> <p>○成果の普及(P126-130)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・成果の普及を推進した結果、10 件の技術基準類等に研究成果が反映された。</li> <li>・国、地方公共団体、民間等が行う建設事業等に容易に活用できるよう、26 編の技術報告書を発刊した。</li> <li>・関係学協会等での報告や論文発表として、査読付き論文 91 件を含む 321 件の論文発表を行った。</li> <li>・土木研究所講演会、寒地土木研究所講演会等の講演会を開催し、合計 899 名の来場者があった。</li> <li>・一般に向けた情報発信の結果、302 件のマスコミ報道があった。</li> </ul> <p>○土木技術を活かした国際貢献(P134-136)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・国際標準化の取り組みとして、5 件の国内対応委員会等に参画した。</li> <li>・海外からの 10 件の派遣依頼に対し、職員を派遣した。</li> <li>・JICA 等からの要請により 54 カ国から 109 名の研修生を受け入れた。</li> <li>・6 名の職員が国際的機関の常任・運営メンバーとして委嘱され、その責務を果たした。</li> </ul>	<p>○行政への技術的支援(政策の企画立案や技術基準策定等を含む)が十分に行われている。 ・技術的支援件数は、1068 件であり、基準値である 670 件の約 159% を達成した。</p> <p>○研究成果の普及を推進しているか ・査読付論文の発表数は、91 件であり、基準値である 70 件の約 130% を達成した。</p> <p>○社会に向けて、研究・開発の成果や取組の科学技術的意義や社会経済的価値を分かりやすく説明し、社会から理解を得ていく取組を積極的に推進しているか ・講演会等の来場者数は、899 人であり、基準値である 820 人の約 110% を達成した。 ・一般公開開催数は、5 回であり、基準値である 5 回を達成した。</p> <p>○土木技術による国際貢献がなされているか ・海外への派遣依頼は、10 件であり、相手国等からの派遣依頼によるものであるが、基準値である 10 件の 100% を達成した。</p>
--	--	--	---	---

		<p>・国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか</p>	<p>○他の研究機関等との連携等(P139-140)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・大学、民間事業者等他機関の研究開発成果も含めた我が国全体としての研究開発成果の最大化のため共同研究を実施し、参加者数は46者であった。</li> <li>・国内や海外の他機関との連携協力のため、新たに8件の連携協力協定を締結した。</li> <li>・他の研究機関とも連携して戦略的な申請を行うなどにより新たに18件の競争的資金を獲得し、32件の研究を実施した。</li> </ul>	<p>・研修受講者数は、109人であり、基準値である10人の1090%を達成した。</p> <p>○国内外の大学・民間事業者・研究機関との連携・協力等、効果的かつ効率的な研究開発の推進に向けた取組が適切かつ十分であるか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・共同研究参加者数は、46者であり、基準値である20者の230%を達成した。</li> </ul> <p>&lt;課題と対応&gt;</p> <p>令和元年度以降も引き続き、持続可能で活力ある社会の実現への貢献に資する研究開発プログラムに取り組む。</p>	
--	--	---	---	---	--

#### 4. その他参考情報

(諸事情の変化等評価に関連して参考となるような情報について記載)

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
2	業務運営の効率化に関する事項								
評価対象となる指標		基準値等	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費削減率		3%削減/年	3%削減	3%削減	3%削減				
業務経費削減率		1%削減/年	1%削減	1%削減	1%削減				
共同調達実施件数		10件	32件	31件	28件				
入札情報配信メールの登録者数		118者	266者	350者	398者				
電子決裁実施率		60%(H33年度末)	0	0	0				
テレビ会議回数		-	72	72	91				
つくば・寒地の施設相互利用回数		-	16	17	18				
一者応札・応募件数		-	165	139	180				
総合評価落札方式の試行件数		-	1	1	1				
参加者の有無を確認する公募手続の実施件数		-	4	8	3				
複数年度契約の件数		-	13	15	17				

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p><b>1. 業務改善の取組に関する事項</b> 効率的な業務運営を図るために、次の（1）から（3）までに掲げる取組を推進する。 なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章1.から3.までに掲げる事項ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図る。</p> <p>（1）効率的な組織運営 土木技術に関する研究開発等を実施するため、必要な人材の確保・育成、技術の継承を図る。また、研究ニーズの高度化・多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、研究開発プログラムに応じ必要な研究者を編制する柔軟な組織運営を図る。 また、所内に横断的に組織した研究支援部門により、外部研究機関との共同研究開発等の連携、特許等知的財産権の取得・活用、新技術をはじめとする研究成果の普及促進、国土交通省が進める国際標準化、国際交流連携及び国際支援活動の推進等について効率的に実施する。</p> <p>（2）PDCAサイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究開発等の実施に当たって研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での追跡評価を実施し、必要なものについては、成果の改善に取り組む。 研究評価は、研究開発プログラムに関し、土研内部の役職員による内部評価、土研外部の学識経験者による外部評価に分類して行う。その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して評価を行う。また、他の研究機関との重複排除を図り国立研究開発法人が真に担うべき研究に取り組むとの観点から、国との役割分担を明確にする。 同時に、民間では実施されていない研究、及び共同研究や大規模実験施設の貸出等によっても、民間による実施が期待できない又は国立研究開発法人が行う必要があり民間による実施がなじまない研究を実施することについて、評価を実施する。評価は、事前、中間、事後に実施するとともに、成果をより確実に社会・国民へ還元させる視点で追跡評価を実施する。特に研究開発の開始段階においては、大学や民間試験研究機関の研究開発動向や国の行政ニーズ、国際的ニーズを勘案しつつ、他の研究機関との役割分担を明確にした上で、国立研究開発法人土木研究所として研究開発を実施する必要性、方法等について検証、評価する。</p> <p>（3）業務運営全体の効率化 運営費交付金を充当し行う業務について、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3%に相当する額を削減するものとする。 業務経費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1%に相当する額を削減するものとする。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図るものとする。また、契約に関する情報の公表により、透明性の確保を図るものとする。隨意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。この場合において、研究等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等も参考により効果的な契約を行う。また、契約に関する情報をホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によることができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p> <p>さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。 受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。 寄附金について、ホームページでの案内等により受け入れの拡大に努める。 独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>2. 業務の電子化に関する事項 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努めるものとする。 また、幅広いICT需要に対応する所内情報ネットワークの充実を図るものとする。</p>	<p>1. 業務改善の取組に関する事項 効率的な業務運営を図るために、次の（1）から（3）までに掲げる取組を推進する。なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章1.から3.までに掲げる事項ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図る。</p> <p>（1）効率的な組織運営 土木技術に関する研究開発等を実施するため、必要な人材の確保・育成、技術の継承を図る。また、研究ニーズの高度化・多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、研究開発プログラムに応じ必要な研究者を編制する柔軟な組織運営を図る。 また、所内に横断的に組織した研究支援部門により、外部研究機関との共同研究開発等の連携、特許等知的財産権の取得・活用、新技術をはじめとする研究成果の普及促進、国土交通省が進める国際標準化、国際交流連携及び国際支援活動の推進等について効率的に実施する。</p> <p>（2）PDCAサイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究開発等の実施に当たって研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での追跡評価を実施し、必要なものについては、成果の改善に取り組む。 研究評価は、研究開発プログラムに関し、土研内部の役職員による内部評価、土研外部の学識経験者による外部評価に分類して行う。その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して評価を行う。また、他の研究機関との重複排除を図り国立研究開発法人が真に担うべき研究に取り組むとの観点から、国との役割分担を明確にする。 同時に、民間では実施されていない研究、及び共同研究や大規模実験施設の貸出等によっても、民間による実施が期待できない又は国立研究開発法人が行う必要があり民間による実施がなじまない研究を実施することについて、評価を実施する。評価は、事前、中間、事後に実施するとともに、成果をより確実に社会・国民へ還元させる視点で追跡評価を実施する。特に研究開発の開始段階においては、大学や民間試験研究機関の研究開発動向や国の行政ニーズ、国際的ニーズを勘案しつつ、他の研究機関との役割分担を明確にした上で、国立研究開発法人土木研究所として研究開発を実施する必要性、方法等について検証、評価する。</p> <p>（3）業務運営全体の効率化 運営費交付金を充当し行う業務について、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3%に相当する額を削減するものとする。 業務運営のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1%に相当する額を削減するものとする。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。この場合において、研究等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等も参考により効果的な契約を行う。また、契約に関する情報をホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によるができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p> <p>さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。 受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。 寄附金について、ホームページでの案内等により受け入れの拡大に努める。 独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>2. 業務の電子化に関する事項 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、インターネット、インターネット、メール等の情報システム環境についてセキュリティ対策の強化及び機能の向上、電子決裁の導入等</p>	<p>1. 業務改善の取組に関する事項 効率的な業務運営を図るために、次の（1）から（3）までに掲げる取組を推進する。なお、目標管理・評価の仕組みを徹底するという今般の独立行政法人制度改革の趣旨を踏まえ、前章1.から3.までに掲げる事項ごとに情報公開を行い、法人運営の透明性の確保を図る。</p> <p>（1）効率的な組織運営 土木技術に関する研究開発等を実施するため、必要な人材の確保・育成、技術の継承を図る。また、研究ニーズの高度化・多様化等の変化に機動的に対応し得るよう、研究開発プログラムに応じ必要な研究者を編制する柔軟な組織運営を図る。 また、所内に横断的に組織した研究支援部門により、外部研究機関との共同研究開発等の連携、特許等知的財産権の取得・活用、新技術をはじめとする研究成果の普及促進、国土交通省が進める国際標準化、国際交流連携及び国際支援活動の推進等について効率的に実施する。</p> <p>（2）PDCAサイクルの徹底（研究評価の的確な実施） 研究開発等の実施に当たって研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での追跡評価を実施し、必要なものについては、成果の改善に取り組む。 研究評価は、研究開発プログラムに関し、土研内部の役職員による内部評価、土研外部の学識経験者による外部評価に分類して行う。その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して評価を行う。また、他の研究機関との重複排除を図り国立研究開発法人が真に担うべき研究に取り組むとの観点から、国との役割分担を明確にする。 同時に、民間では実施されていない研究、及び共同研究や大規模実験施設の貸出等によっても、民間による実施が期待できない又は国立研究開発法人が行う必要があり民間による実施がなじまない研究を実施することについて、評価を実施する。評価は、事前、中間、事後に実施するとともに、成果をより確実に社会・国民へ還元させる視点で追跡評価を実施する。特に研究開発の開始段階においては、大学や民間試験研究機関の研究開発動向や国の行政ニーズ、国際的ニーズを勘案しつつ、他の研究機関との役割分担を明確にした上で、国立研究開発法人土木研究所として研究開発を実施する必要性、方法等について検証、評価する。</p> <p>（3）業務運営全体の効率化 運営費交付金を充当し行う業務について、所要額計上経費及び特殊要因を除き、以下のとおりとする。 一般管理費のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して3%に相当する額を削減するものとする。 業務運営のうち業務運営の効率化に係る額について、毎年度、前年度の予算額に対して1%に相当する額を削減するものとする。 契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づく取組を着実に実施すること等により、契約の適正化を推進し、業務運営の効率化を図る。この場合において、研究等に係る調達については、他の独立行政法人の事例等も参考により効果的な契約を行う。また、契約に関する情報をホームページにおいて公表し、契約の透明性を確保する。 随意契約については「独立行政法人の随意契約に係る事務について」（平成26年10月1日付け総管第284号総務省行政管理局長通知）に基づき明確化した、随意契約によるができる事由により、公正性・透明性を確保しつつ合理的な調達を実施する。</p> <p>さらに、国立研究開発法人建築研究所等との共同調達の実施等により、業務の効率化を図る。 受益者の負担を適正なものとする観点から、技術指導料等の料金の算定基準の適切な設定に引き続き努める。 寄附金について、ホームページでの案内等により受け入れの拡大に努める。 独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する。</p> <p>2. 業務の電子化に関する事項 業務の電子化について、経済性を勘案しつつ推進し、インター</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt;</p> <p>1. 業務改善の取組に関する事項 (1) 効率的な組織運営(P144-145) ・必要な人材の確保・育成、技術の継承について、平成30年度は研究職員7名を採用した。また、国土交通省との人事交流を計画的に行った。 ・研究開発プログラムに応じて、複数の研究グループが連携して必要な研究者を編制し、柔軟な組織運営を行った。</p> <p>・所内に横断的に組織した研究支援部門により、共同研究開発等の連携、特許等知的財産権の取得・活用、新技術をはじめとする研究成果の普及促進、国土交通省が進める国際標準化、国際交流連携及び国際支援活動の推進等について効率的に実施する。</p> <p>(2) PDCAサイクルの徹底(研究評価の的確な実施) 研究開発等の実施に当たって研究評価を実施し、評価結果を研究開発課題の選定・実施に適切に反映させるとともに、研究成果をより確実に社会へ還元させる視点での追跡評価を実施し、必要なものについては、成果の改善に取り組む。 研究評価は、研究開発プログラムに関し、土研内部の役職員による内部評価、土研外部の学識経験者による外部評価に分類して行う。その際、長期性、不確実性、予見不可能性、専門性等の研究開発の特性等に十分配慮して評価を行う。また、他の研究機関との重複排除を図り国立研究開発法人が真に担うべき研究に取り組むとの観点から、国との役割分担を明確にする。 同時に、民間では実施されていない研究、及び共同研究や大規模実験施設の貸出等によっても、民間による実施が期待できない又は国立研究開発法人が行う必要があり民間による実施がなじまない研究を実施することについて、評価を実施する。評価は、事前、中間、事後に実施するとともに、成果をより確実に社会・国民へ還元させる視点で追跡評価を実施する。特に研究開発の開始段階においては、大学や民間試験研究機関の研究開発動向や国の行政ニーズ、国際的ニーズを勘案しつつ、他の研究機関との役割分担を明確にした上で、国立研究開発法人土木研究所として研究開発を実施する必要性、方法等について検証、評価する。</p> <p>(3) 業務運営全体の効率化(P156-160) ・一般管理費については、ファイルおよびコピー用紙の再利用、インターネット活用によるペーパーレス化の推進等の取り組みにより業務運営の効率化に係る額について、前年度の予算額に対して1%を削減する。契約については、「独立行政法人における調達等合理化の取組の推進について」（平成27年5月25日総務大臣決定）に基づき「平成30年度国際研究開発法人土木研究所調達等合理化計画」を策定し、要領により、内部評価委員会を2回、外部評価委員会を1回開催した。委員会で出された意見については、研究開発に反映させた。</p> <p>(4) 業務の電子化に関する事項(P161-163) ・所内インターネットを積極的に活用し、各種規程、業務に必要な各種様式等各種情報など幅広く情報の共有化を図るなど、電子化を推進した。 ・電子決裁の導入に向け、決裁文書の実態調査等を行い、仕様の検討を進めた。</p> <p>&lt;課題と対応&gt; 令和元年度以降も引き続き、効率的な組織運営、PDCAサイクルの徹底、業務運営全体の効率化、業務の電子化に取り組む。</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定:B</p> <p>業務運営の効率化に関する事項に関して、着実な業務運営を実施したためB評定とした。</p> <p>・一般管理費削減率については、H30年度は3%削減/年であり、基準値3%削減/年にに対して100%であった。 ・業務経費削減率については、H30年度は1%削減/年であり、基準値1%削減/年にに対して100%であった。 ・共同調達実施件数については、H30年度は28件であり、基準値10件に対して280%を達成した。 ・入札情報配信メールの登録者数については、H30年度は398者であり、基準値118者に対して約337%を達成した。 ・電子決裁の導入に向け、決裁文書の実態調査等を行い、仕様の検討を進めた。</p> <p>&lt;今後の課題&gt; ・電子決裁の導入について、平成30年度に実施した仕様検討結果に基づいたシステム構築に令和元年度より着手し、実施率が伸びることが期待される。</p> <p>&lt;その他事項&gt; ・特段意見なし。</p>		

	による所内手続きの電子化、文書のペーパーレス化、情報の共有化を進め、事務手続の簡素化・迅速化を図るとともに、利便性の向上に努める。また、幅広いICT需要に対応する所内情報ネットワークの充実を図る。	周知し、情報を全員で共有することにより、事務処理の簡素・合理化の普及・啓発を図り、業務の一層の効率的執行を促進する。			
--	--	--	--	--	--

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
3	財務内容の改善に関する事項								
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)			関連する政策評価・行政事業レビュー	434, 435				
2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間 最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価						
中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
運営費交付金を充当して行う事業については、中長期計画の予算を適切に作成し、予算の適切な執行を図るものとする。 また、独立行政法人会計基準（平成12年2月16日独立行政法人会計基準研究会策定）等に基づき、運営費交付金の会計処理を適切に行う体制を整備し、業務達成基準により収益化を行う運営費交付金に関しては、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理するものとする。	第3章 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 （1）予算 別表-2のとおり （2）収支計画 別表-3のとおり （3）資金計画 別表-4のとおり 第4章 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度1,500百万円とする。 第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画なし 第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし 第7章 剰余金の使途 中長期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果の普及に使用する。	第3章 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 （1）予算 別表-2のとおり （2）収支計画 別表-3のとおり （3）資金計画 別表-4のとおり 第4章 短期借入金の限度額 予見し難い事故等の事由に限り、資金不足となる場合における短期借入金の限度額は、単年度1,500百万円とする。 第5章 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画なし 第6章 前章に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画なし 第7章 剰余金の使途 中長期目標期間中に発生した剰余金については、研究開発、研究基盤の整備充実及び成果の普及に使用する。	<主要な業務実績> 第3章 予算（人件費の見積もりを含む）、収支計画及び資金計画 ・予算をもとに計画的に執行した。(P164-167)  第4章 短期借入金の限度額 ・短期借入は行わなかった。(P168)  第7章 剰余金の使途 ・剰余金の申請は行わなかった。(P168)	<評定と根拠> 評定：B  ・財務内容の改善に関する事項について、着実な業務運営を実施したためB評価とした。  <課題と対応> 平成30年度以降も引き続き、財務内容の改善に関する事項について適正に取り組む。	評定(右にS、A、B、C、Dを記入) B <評定に至った理由> ・自己評価書の「B」との評価結果が妥当であると確認できた。  <今後の課題> ・引き続き、適切な予算執行に努められたい。 ・外部からの資金導入に対して、さらに尽力されたい。  <その他事項> ・特段意見なし。	

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)

様式2－1－4－2 国立研究開発法人 年度評価 項目別評定調書（業務運営の効率化に関する事項、財務内容の改善に関する事項及びその他業務運営に関する重要事項）様式

1. 当事務及び事業に関する基本情報									
4	その他業務運営に関する重要事項								
当該項目の重要度、難易度	(必要に応じて重要度及び難易度について記載)			関連する政策評価・行政事業レビュー	434, 435				
2. 主要な経年データ 太字は評価指標									
評価対象となる指標	達成目標	基準値等 (前中長期目標期間最終年度値等)	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度	33年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
コンプライアンス講習会実施回数		4回	6	6	8				
任期付研究員採用者数		10人	11	9	7				
博士号保有者数		130人	122	130	134				
見直し検討会議開催回数		1回	1	1	1				
減損の兆候調査の実施回数		1回	1	1	1				
知的財産実施契約率		33.2%	39.5	43.4	44.8				
施設貸出件数		60件	81	84	61				
ラスパイレス指数(事務・技術職員)		-	95.1	93.8	93.7				
ラスパイレス指数(研究職員)		-	90.6	90.1	89.5				
保有資産の見直し結果		-	なし	なし	なし				
知的財産出願数		-	3	5	2				
知的財産収入		-	31603千円	42882千円	52050				
知的財産権利取得数		-	5	7	10				
施設貸出収入		-	96079千円	78787千円	63137千円				

### 3. 各事業年度の業務に係る目標、計画、業務実績、年度評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中長期目標	中長期計画	年度計画	主な評価指標	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価
				業務実績	自己評価	
<p>1. 内部統制に関する事項 「独立行政法人の業務の適正を確保するための体制等の整備」について（平成 26 年 11 月 28 日付け総管第 321 号総務省行政管理局長通知）に基づき、内部統制の推進を図るものとする。 研究開発等については、研究評価の取組により定期的な点検を実施し、その結果を踏まえた資源配分の見直し等を行うものとする。 理事長のリーダーシップの下で、自主的・戦略的な運営や適切なガバナンスが行われ、研究開発成果の最大化等が図られるよう、理事長の命令・指示の適切な実行を確保するための仕組み等による統制活動を推進するものとする。 また、土研の重要な決定事項等の情報が職員に正しく周知されるよう情報伝達を徹底するものとする。</p> <p>2. その他の事項 (1) リスク管理体制に関する事項 業務実施の障害となる要因の分析等を行い、当該リスクへの適切な対応を図るものとする。 (2) コンプライアンスに関する事項 土研におけるコンプライアンスに関する規程について、職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。 特に、研究不正対応は、研究開発活動の信頼性確保、科学技術の健全な発展等の観点からも極めて重要な課題であるため、研究上の不正行為の防止及び対応に関する規程について、取組状況の点検や職員の意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行うなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応するものとする。</p> <p>(3) 情報公開、個人情報保護、情報セキュリティに関する事項 適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査に関する情報をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行うものとする。 また、研究情報等の重要な情報を保護する観点から、土研の業務計画（年度計画等）に情報セキュリティ対策を位置付けるなど、情報セキュリティ対策を推進するものとする。</p> <p>(4) 組織・人事管理に関する事項 高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図るものとする。その際、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるものとする。また、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進</p>	<p>(1) 施設及び設備に関する計画 業務の確実な遂行のため施設整備計画に基づき計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり發揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。なお、中長期目標期間中に実施する主な施設の整備・更新等は別表-5 のとおりとする。 また、保有資産の有効活用を推進するため、主な施設について土研としての年間の利用計画を策定し、それを基に外部の研究機関が利用可能な期間をインターネット上で公表することで、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者との共同利用の促進を図る。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。</p> <p>(2) 人事に関する計画 人材の確保については、国家公務員試験合格者からの採用に準じた新規卒業者等からの採用、公募による博士号取得者等を対象とした選考採用や関係省、大学、民間を含む研究等を実施する機関との人事交流、任期付き研究員の採用を図るとともに、人員の適正配置、非常勤の専門研究員の採用、定型的業務の外部委託化の推進などにより人員管理の効率化に努める。その際、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努める。 また、国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流を計画的に行う。この際、国土交通省等における技術力を向上し、また適切に技術の継承を行う観点から、人事交流等により受け入れた技術者を戦略的に育成する。 さらに、若手職員の育成プログラムなどにより若手職員をはじめとした職員の能力向上を図りつつ、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能効を行なうなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応するものとする。</p> <p>(3) 情報公開、個人情報保護、情報セキュリティに関する事項 適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進するものとする。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成 13 年法律第 140 号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 59 号）に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査に関する情報をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行うものとする。 また、研究情報等の重要な情報を保護する観点から、土研の業務計画（年度計画等）に情報セキュリティ対策を位置付けるなど、情報セキュリティ対策を推進するものとする。</p> <p>(4) 組織・人事管理に関する事項 高度な研究開発業務の推進のため、必要な人材の確保を図るとともに、人員の適正配置により業務運営の効率化を図るものとする。その際、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）等に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう努めるものとする。また、良質な社会資本の効率的な整備及び北海道の開発の推進</p>	<p>(1) 施設及び設備に関する計画 業務の確実な遂行のため施設整備計画に基づき計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり發揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努める。なお、平成 30 年度中に実施する主な施設の整備・更新等は別表-5 のとおりとする。 また、保有資産の有効活用を推進するため、主な施設について土研としての年間の利用計画を策定し、それを基に外部の研究機関が利用可能な期間をインターネット上で公表することで、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者との共同利用の促進を図る。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努める。</p> <p>(2) 人事に関する計画 研究開発力の根源である人材への投資を重視し、優れた人材を育て、多様な個々人が意欲と能力を發揮できる環境を形成することを基本とした人材活用を図るために、以下ののような取り組みを行う。 新規採用職員の人材確保については、国家公務員の採用に準じた新規卒業者等からの採用や学生（博士）を有する者等の公募による選考採用を実施する。また、研究開発力強化法を活用した任期付研究員の採用を積極的に実施する。なお、非常勤の専門研究員の採用及び定型的業務の外部委託化の推進等により人員管理の効率化に努める。その際、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）及び女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成 27 年法律第 64 号）に基づき、男女共同参画社会の形成に寄与するよう女性活躍推進行動計画を推進する。 国土交通行政及び事業と密接に連携した良質な社会資本の効率的な整備及び北海道開発の推進に資する研究開発を行うため、国土交通省等との人事交流を計画的に行う。 国土交通省等における技術力を向上し、また適切に技術の継承を行う観点から、人事交流等により受け入れた技術者を戦略的に育成する。 さらに、若手職員の育成プログラムなどにより若手職員をはじめとした職員の能力向上を図りつつ、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能効を行なうなど組織として取り組むとともに、万が一研究不正が発生した場合には厳正に対応するものとする。</p> <p>(3) 国立研究開発法人土木研究所法第 14 条に規定する積立金の使途（P175） ・第 3 期中期目標期間中からの繰越積立金は、第 3 期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 4 期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当した。</p> <p>(4) その他 ○内部統制（P176） ・理事長によるトップマネジメントを確実なものとするため、経営会議及び幹部会を開催し、理事長による統制、意思決定、情報の伝達等を行った。 ○リスク管理（P176） ・H27 年度に作成した「危機管理基本マニュアル」に沿って、研究業務に内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析・評価に基づきリスク顕在時の対策の検討を行った。 ○研究活動における不正行為の対応（P176） ・研究活動における不正行為への対応としては、研究者全員を対象として“e-ラーニング”を実施し、また“研究論文盗用検知ソフトウェア”による原稿の確認を従来の「英文（査読付）」に加え、英文（要旨）にも拡大し、更に、和文（査</p>	<p>&lt;主要な業務実績&gt; (1) 施設及び設備に関する計画(P170-171) ・施設の整備・更新を適切に実施した。 ・保有施設の有効活用による自己収入の確保に努め、61 件の貸付を行い 63 百万円の施設貸出収入を得た。</p> <p>(2) 人事に関する計画(P172-174) ・研究職員を 7 名、任期付研究員を 7 名採用した。 ・研究所の将来を担う多様な人材の確保を目的に、平成 30 年度（令和元年度新規採用予定者）から、国家公務員試験合格を要件としない新たな採用方式を導入し、研究職を目指す多くの学生等に門戸を拡げることとした。 その結果、応募者数が 11 人から 33 人となった。また、内定者数も 4 人から 10 人に増加した。 ・女性活躍推進行動計画については、女性採用割合は一般職 33%（目標値 30%）、研究職 21%（目標値 15%）となった。 ・博士号保有者数は 134 人であり、人事異動等により、基準値である 130 人の 103% を達成した。 ・見直し検討会議開催回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。 ・減損の兆候調査の実施回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。 ・知的財産実施契約率は 44.8% であり、基準値である 33.2% の約 135% を達成した。 ・施設貸出件数は 61 件であり、基準値である 60 件の 102% を達成した。 ・研究所の将来を担う多様な人材の確保を目的に、平成 30 年度（令和元年度新規採用予定者）から、国家公務員試験合格を要件としない新たな採用方式を導入し、研究職を目指す多くの学生等に門戸を拡げることとした。 その結果、応募者数が 11 人から 33 人となった。また、内定者数も 4 人から 10 人に増加した。</p> <p>(3) 国立研究開発法人土木研究所法第 14 条に規定する積立金の使途(P175) ・第 3 期中期目標期間中からの繰越積立金は、第 3 期中長期目標期間中に自己収入財源で取得し、第 4 期中長期目標期間へ繰り越した有形固定資産の減価償却に要する費用に充当した。</p> <p>(4) その他 ○内部統制（P176） ・理事長によるトップマネジメントを確実なものとするため、経営会議及び幹部会を開催し、理事長による統制、意思決定、情報の伝達等を行った。 ○リスク管理（P176） ・H27 年度に作成した「危機管理基本マニュアル」に沿って、研究業務に内在するリスク因子の把握及びリスク発生原因の分析・評価に基づきリスク顕在時の対策の検討を行った。 ○研究活動における不正行為の対応（P176） ・研究活動における不正行為への対応としては、研究者全員を対象として“e-ラーニング”を実施し、また“研究論文盗用検知ソフトウェア”による原稿の確認を従来の「英文（査読付）」に加え、英文（要旨）にも拡大し、更に、和文（査</p>	<p>&lt;評定と根拠&gt; 評定 : A</p> <p>その他の業務運営に関する重要事項に関して、着実な業務運営を実施し、新たな試みとして独自採用方式によって内定者が増加したため A 評価とした。</p> <p>・コンプライアンス講習会実施回数は、8 回であり、基準値である 4 回の 200% を達成した。また、倫理等に係る事例について課室内・チーム内で話し合いを行うコンプライアンスマーティングを、全職員を対象として年 4 回実施することでコンプライアンスの更なる推進を図った。</p> <p>・任期付研究員採用者数は、7 人であり、募集を出しても応募者が少ない状況であったことから、基準値である 10 人の 70% となった。</p> <p>・博士号保有者数は 134 人であり、人事異動等により、基準値である 130 人の 103% を達成した。</p> <p>・見直し検討会議開催回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・減損の兆候調査の実施回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・知的財産実施契約率は 44.8% であり、基準値である 33.2% の約 135% を達成した。</p> <p>・施設貸出件数は 61 件であり、基準値である 60 件の 102% を達成した。</p> <p>・研究所の将来を担う多様な人材の確保を目的に、平成 30 年度（令和元年度新規採用予定者）から、国家公務員試験合格を要件としない新たな採用方式を導入し、研究職を目指す多くの学生等に門戸を拡げることとした。</p> <p>その結果、応募者数が 11 人から 33 人となった。また、内定者数も 4 人から 10 人に増加した。</p> <p>・任期付研究員採用者数は、7 人であり、募集を出しても応募者が少ない状況であったことから、基準値である 10 人の 70% となった。</p> <p>・博士号保有者数は 134 人であり、人事異動等により、基準値である 130 人の 103% を達成した。</p> <p>・見直し検討会議開催回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・減損の兆候調査の実施回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・知的財産実施契約率は 44.8% であり、基準値である 33.2% の約 135% を達成した。</p> <p>・施設貸出件数は 61 件であり、基準値である 60 件の 102% を達成した。</p> <p>・研究所の将来を担う多様な人材の確保を目的に、平成 30 年度（令和元年度新規採用予定者）から、国家公務員試験合格を要件としない新たな採用方式を導入し、研究職を目指す多くの学生等に門戸を拡げることとした。</p> <p>その結果、応募者数が 11 人から 33 人となった。また、内定者数も 4 人から 10 人に増加した。</p> <p>・任期付研究員採用者数は、7 人であり、募集を出しても応募者が少ない状況であったことから、基準値である 10 人の 70% となった。</p> <p>・博士号保有者数は 134 人であり、人事異動等により、基準値である 130 人の 103% を達成した。</p> <p>・見直し検討会議開催回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・減損の兆候調査の実施回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・知的財産実施契約率は 44.8% であり、基準値である 33.2% の約 135% を達成した。</p> <p>・施設貸出件数は 61 件であり、基準値である 60 件の 102% を達成した。</p> <p>・研究所の将来を担う多様な人材の確保を目的に、平成 30 年度（令和元年度新規採用予定者）から、国家公務員試験合格を要件としない新たな採用方式を導入し、研究職を目指す多くの学生等に門戸を拡げることとした。</p> <p>その結果、応募者数が 11 人から 33 人となった。また、内定者数も 4 人から 10 人に増加した。</p> <p>・任期付研究員採用者数は、7 人であり、募集を出しても応募者が少ない状況であったことから、基準値である 10 人の 70% となった。</p> <p>・博士号保有者数は 134 人であり、人事異動等により、基準値である 130 人の 103% を達成した。</p> <p>・見直し検討会議開催回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・減損の兆候調査の実施回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・知的財産実施契約率は 44.8% であり、基準値である 33.2% の約 135% を達成した。</p> <p>・施設貸出件数は 61 件であり、基準値である 60 件の 102% を達成した。</p> <p>・研究所の将来を担う多様な人材の確保を目的に、平成 30 年度（令和元年度新規採用予定者）から、国家公務員試験合格を要件としない新たな採用方式を導入し、研究職を目指す多くの学生等に門戸を拡げることとした。</p> <p>その結果、応募者数が 11 人から 33 人となった。また、内定者数も 4 人から 10 人に増加した。</p> <p>・任期付研究員採用者数は、7 人であり、募集を出しても応募者が少ない状況であったことから、基準値である 10 人の 70% となった。</p> <p>・博士号保有者数は 134 人であり、人事異動等により、基準値である 130 人の 103% を達成した。</p> <p>・見直し検討会議開催回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・減損の兆候調査の実施回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・知的財産実施契約率は 44.8% であり、基準値である 33.2% の約 135% を達成した。</p> <p>・施設貸出件数は 61 件であり、基準値である 60 件の 102% を達成した。</p> <p>・研究所の将来を担う多様な人材の確保を目的に、平成 30 年度（令和元年度新規採用予定者）から、国家公務員試験合格を要件としない新たな採用方式を導入し、研究職を目指す多くの学生等に門戸を拡げることとした。</p> <p>その結果、応募者数が 11 人から 33 人となった。また、内定者数も 4 人から 10 人に増加した。</p> <p>・任期付研究員採用者数は、7 人であり、募集を出しても応募者が少ない状況であったことから、基準値である 10 人の 70% となった。</p> <p>・博士号保有者数は 134 人であり、人事異動等により、基準値である 130 人の 103% を達成した。</p> <p>・見直し検討会議開催回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・減損の兆候調査の実施回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・知的財産実施契約率は 44.8% であり、基準値である 33.2% の約 135% を達成した。</p> <p>・施設貸出件数は 61 件であり、基準値である 60 件の 102% を達成した。</p> <p>・研究所の将来を担う多様な人材の確保を目的に、平成 30 年度（令和元年度新規採用予定者）から、国家公務員試験合格を要件としない新たな採用方式を導入し、研究職を目指す多くの学生等に門戸を拡げることとした。</p> <p>その結果、応募者数が 11 人から 33 人となった。また、内定者数も 4 人から 10 人に増加した。</p> <p>・任期付研究員採用者数は、7 人であり、募集を出しても応募者が少ない状況であったことから、基準値である 10 人の 70% となった。</p> <p>・博士号保有者数は 134 人であり、人事異動等により、基準値である 130 人の 103% を達成した。</p> <p>・見直し検討会議開催回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・減損の兆候調査の実施回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・知的財産実施契約率は 44.8% であり、基準値である 33.2% の約 135% を達成した。</p> <p>・施設貸出件数は 61 件であり、基準値である 60 件の 102% を達成した。</p> <p>・研究所の将来を担う多様な人材の確保を目的に、平成 30 年度（令和元年度新規採用予定者）から、国家公務員試験合格を要件としない新たな採用方式を導入し、研究職を目指す多くの学生等に門戸を拡げることとした。</p> <p>その結果、応募者数が 11 人から 33 人となった。また、内定者数も 4 人から 10 人に増加した。</p> <p>・任期付研究員採用者数は、7 人であり、募集を出しても応募者が少ない状況であったことから、基準値である 10 人の 70% となった。</p> <p>・博士号保有者数は 134 人であり、人事異動等により、基準値である 130 人の 103% を達成した。</p> <p>・見直し検討会議開催回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・減損の兆候調査の実施回数は 1 回であり、基準値である 1 回を達成した。</p> <p>・知的財産実施契約率は 44.8% であり、基準値である 33.2% の約 135% を達成した。</p> <p>・施設貸出件数は 61 件であり、基準値である 60 件の 102% を達成した。</p> <p>・研究所の将来を担う多様な人材の確保を目的に、平成 30 年度（令和元年度新規採用予定者）から、国家公務員試験合格を要件としない新たな</p>		

<p>に貢献するという使命を果たすため、行政との人事交流を的確に行うものとする。</p> <p>さらに、若手職員をはじめとした職員の能力向上を図りつつ、人事評価システムにより、職員個々に対する評価を行い、職員の意欲向上を促し、能力の最大限の活用等を図るものとする。</p> <p>給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検証した上で、研究開発業務の特性等を踏まえた柔軟な取扱いを可能とともに、透明性の向上や説明責任の一層の確保が重要であることに鑑み、給与水準及びその妥当性の検証結果を毎年度公表するものとする。</p> <p>(5) 保有資産等の管理・運用に関する事項</p> <p>業務の確実な遂行のため計画的な整備・更新等を行うとともに、所要の機能を長期にわたり發揮し続けることができるよう、適切な維持管理に努めるものとする。また、保有資産の有効活用を推進するため、保有する施設・設備について、業務に支障のない範囲で、外部の研究機関への貸与及び大学・民間事業者等との共同利用の促進を図るものとする。その際、受益者負担の適正化と自己収入の確保に努めるものとする。</p> <p>なお、保有資産の必要性について不斷に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、土研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行うものとする。</p> <p>また、知的財産の確保・管理について、知的財産を保有する目的を明確にして、必要な権利の確実な取得やコストを勘案した適切な維持管理を図るとともに、普及活動に取り組み活用促進を図るものとする。</p> <p>(6) 安全管理、環境保全、災害対策に関する事項</p> <p>防災業務計画を適時適切に見直すとともに、防災業務計画に基づいて適切に対応するものとする。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努めるものとする。</p> <p>国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進するものとする。</p>	<p>ンプライアンスに関する規程について、コンプライアンス講習会の開催等により職員への意識の浸透を図るとともに、意識浸透状況の検証を行い、必要に応じて見直しを行う。</p> <p>特に、研究不正対応は、文部科学省の「研究活動における不正行為への対応 等に関するガイドライン」等を参考に、研究不正行為に関する所内規程の改定 等の取り組みを進めてきたところであるが、この規程内容の職員への周知を図るとともに、必要に応じて規程の見直しを行い、また、万が一にも研究不正が発生した場合には厳正に対応する。</p> <p>情報公開、個人情報保護、情報セキュリティについては、適正な業務運営を確保し、かつ、社会に対する説明責任を確保するため、適切かつ積極的に広報活動及び情報公開を行うとともに、個人情報の適切な保護を図る取組を推進する。具体的には、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成 15 年法律第 59 号)に基づき、組織、業務及び財務に関する基礎的な情報並びにこれらについての評価及び監査に関する情報をホームページで公開するなど適切に対応するとともに、職員への周知を行う。</p> <p>また、研究情報等の重要な情報を保護する観点から、セキュリティ対策水準の向上を目的とした情報セキュリティポリシーや情報セキュリティ関係規程について適切な運用を行うとともに、情報システム環境について、技術的な対策の強化及び機能向上を引き続き図る。特に、情報セキュリティ教育や情報セキュリティ対策の自己点検等を通じて、情報セキュリティポリシー等の職員への周知を図るとともに、不正アクセス対策、情報漏洩対策の推進を図る。</p> <p>保有資産管理については、資産の利用度のほか、本来業務に支障のない範囲での有効利用可能性の多寡、効果的な処分、経済合理性といった観点に沿って、見直し検討会議の開催等によって必要性について不断に見直しを行い、見直し結果を踏まえて、土研が保有し続ける必要がないものについては、支障のない限り、国への返納を行う。</p> <p>業務を通じて新たに創造された知的財産の確保・管理については、知的財産委員会での審議を経て、土研として必要な権利を確実に取得できるよう措置する。保有する知的財産権については、権利維持方針に基づき、不要な権利の削減等を含めて適切に維持管理する。</p> <p>また、知的財産権活用促進事業の活用や、新技術ショーケースでの技術情報の提供等をはじめ、各権利の効果的な活用促進方策を立案して積極的に普及活動等を実施することにより、知的財産権の実施件数や実施料等の収入の確保に努める。</p> <p>安全管理、環境保全、災害対策については、防災業務計画を適時適切に見直すとともに、防災業務計画に基づいて適切に対応する。また、災害派遣時を含め、職員の安全確保に努める。また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(平成 12 年法律第 100 号)に基づき、環境負荷の低減に資する物品調達等を推進する。</p>	<p>読付)についても試行的に実施するなど研究不正の防止に努めた。</p> <p>○コンプライアンス(P177)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コンプライアンス委員会において決定した方針に基づき、役職員に対してコンプライアンスの周知を図った。</li> <li>・倫理等に係る事例について課室内・チーム内で話し合いを行うコンプライアンスマーティングを、全職員を対象として年 4 回実施することでコンプライアンスの更なる推進を図った。</li> </ul> <p>○情報公開、個人情報保護、情報セキュリティ(P177-178, 161)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ホームページや刊行物等により、土木研究所の研究成果や活動内容を広く周知した。       <ul style="list-style-type: none"> <li>・特定個人情報の取扱いについて、該当部署において管理体制整備等を行った。</li> <li>・最高情報セキュリティ責任者（理事長）が国立研究開発法人土木研究所情報セキュリティポリシーに基づく事務の遂行のための助言の求めに対して、専門的な知識及び経験等に基づき助言、指導を行うための、最高情報セキュリティアドバイザーを外部から登用した。</li> <li>・要保護情報の安全確保の手段として、メール誤送信対策及びメール暗号化対策を令和元年 9 月の運用を目標として設備の調達を行った。</li> </ul> </li> </ul> <p>○保有資産管理(P179)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実験施設の継続保有や整備の必要性について、見直し検討会議での検証を 1 回実施した。また、固定資産の減損の兆候調査を財産管理職ごとにそれぞれ 1 回実施した。その結果、研究所が保有し続ける必要がないものとして、国へ返納した資産は無かった。</li> </ul> <p>○知的財産の確保・管理(P179-181)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・研究成果のうち知的財産権として権利化する必要性や実施の見込みが高いもの等について、2 件の特許出願を行うとともに、新たに 10 件を登録することができた。</li> <li>・知的財産権の活用を推進し、実施契約率は 44.8% に進展した。</li> </ul> <p>○安全管理、環境保全、災害対策(P181)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・災害対策においては、地震時に備え、防災訓練で職員安否確認システム訓練、避難訓練、停電時非常電源の状況確認を行っている。</li> <li>・環境負荷の低減に資する物品調達等を推進している。</li> </ul>
---	---	---

#### 4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など記載)